

■表2 補装具判定事務取扱

市町村が決定			
更生相談所直接判定 (申請者を直接診て判定)	更生相談所文書判定 (医師意見書による判定)	医師意見書により 市町村が判断	市町村のみで判断
義肢 装具 座位保持装置 電動車いす	眼鏡（弱視眼鏡） 補聴器 車いす（オーダーメイド） 重度障害者用意思伝達 装置	眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼 鏡・コンタクトレンズ） 義眼 車いす（レディメイド） 歩行器	盲人安全つえ 歩行補助つえ（一本つ えを除く） 車いす（手押し型レデ ィメイド）

* 都道府県によって取扱いが異なります。